

内閣参質二〇三第四号

令和二年十一月六日

内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員小沼巧君提出高収益作物次期作支援交付金の運用見直しに関する質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小沼巧君提出高収益作物次期作支援交付金の運用見直しに関する質問に対する答弁書

一について

高収益作物次期作支援交付金（以下「交付金」という。）の第一回及び第二回の公募において事業実施主体から申請された件数は八百九十六件であり、申請された金額は高収益作物次期作支援交付金推進事務経費の交付（以下「推進事務経費の交付」という。）にあつては約四億五千万円、交付金の交付にあつては約四百五十五億八千万円である。また、当該公募において、これらの申請のうち交付の決定を通知した事業実施主体の件数及び金額は、令和二年十月二十二日時点で推進事務経費の交付にあつてはそれぞれ五百五十件及び約三億八千万円であり、交付金の交付にあつてはそれぞれ九件及び約二億八千万円である。

二について

御指摘の「運用の見直し」が意味するところが必ずしも明らかではないが、交付金は、予算に基づくものであり、法令上の根拠はなく、「高収益作物次期作支援交付金実施要綱」（令和二年四月三十日付け二生産第二一一号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて交付されるものであり、交付金の交付の要件に係る見直し（以下「交付要件の見直し」という。）は実施要綱第十六に基づい

て「高収益作物次期作支援交付金の運用の見直しについて」（令和二年十月十二日付け二生産第一二七七号農林水産省生産局長通知）により行つたものである。

三について

政府としては、交付金の交付の決定を通知した事業実施主体に対して交付要件の見直しを行うことは考えていない。

四について

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けた農業者を支援するという交付金の趣旨に鑑み、当該農業者への影響の実態に即して交付要件の見直しを行つたところである。なお、今後、財政措置が必要と判断される場合には、いかなる対応が可能か検討してまいりたい。

五について

政府としては、交付金の交付の決定を受けていない事業実施主体に交付金の交付の申請をしている農業者で、当該申請どおりの交付金の額（以下「交付予定額」という。）が交付されることを前提として令和二年十月三十日までに交付金の交付の対象となる作物の生産に資する機械や施設の購入等を行つた者（以

下「機械購入等農業者」という。）について、交付要件の見直しにより実際の交付金の額が交付予定額より減額された場合に、その購入等に要した経費に対して、当該減額された額を上限として補助することとしたところである。

六について

御指摘の「交付を予見して既に投資してしまった事業実施主体が、交付金の運用の見直しによって交付要件を満たさなくなった場合」の意味するところが必ずしも明らかではなく、また、仮定の質問であることから、お答えすることは差し控えたい。いずれにせよ、五について述べたとおり、機械購入等農業者について、交付要件の見直しにより実際の交付金の額が交付予定額より減額された場合の追加の措置を講じたところである。

七について

御指摘の「第三次公募」については、現場の実情を確認しながら、その期間の延長の必要性の検討も含め、適切に対応してまいりたい。また、御指摘の「体制強化」については、交付要件の見直しの詳細な説明を行うとともに、問合せ、相談等に丁寧に対応していくことが重要と考え、農林水産省本省、地方農政

局等に相談窓口を設置するとともに、申請方法等を整理したパンフレットの配布や動画の同省ホームページへの掲載等を行っているところであり、関係者の皆様に御理解を頂けるよう、適切に対処してまいりたい。